

## 一般社団法人医療の質・安全学会 会員の経費の負担に関する規程

### (目的)

第1条 定款第7条の規定に基づき正会員と賛助会員がこの法人の事業活動に生じる費用に充てるために学会に支払う会費を定める。

### (会費)

第2条 正会員と賛助会員の会費は次のように定める。

#### (1) 正会員

- ① 正会員の年会費は8,000円とする。
- ② 正会員のうち、紙媒体の学会誌を希望するものは、年間4,000円の追加会費を支払うことによって、学会誌刊行のつど1冊の配本を受けることができる。
- ③ 学部学生である正会員はその申し出によって、会費を4,000円とすることができる。その場合1年毎に更新を必要とし、かつ議決権を行使することはできない。紙媒体の学会誌の発行を希望するものは、②と同様とする。

#### (2) 賛助会員

- ① 個人は1口12,000円、企業・団体は1口50,000円とし、何口でも可とする。
  - ② 個人は1部、企業または団体は代表宛に学会誌を3部送付する。
- (3) 名誉会員は会費の納入を必要としない。  
(4) 既納の会費はいかなる理由があっても返納しない。

### (入会費)

第3条 入会費は徴収せず新入会時には該当事業年度の年度末まで充当する一年分の年会費を徴収するものとする。事業年度の初めである4月に会員に対して納付通知を送付するものとする。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、社員総会の議決による。

### 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。